

八王子市若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への分野横断的な支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、八王子市若者支援地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(支援対象)

第2条 協議会が支援対象とする者は、市内在住・在勤・在学の義務教育終了後の15歳から39歳までの者（以下、「若者」という。）とその家族等で、複数の支援機関等の支援を組み合わせる総合的に支援する必要がある者をいう。

2 他の法令等に基づく支援が可能な若者については、その法令による支援を優先して行うものとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 若者支援に係る情報交換、研修及び連絡調整に関すること。
- (2) 若者支援に係る関係機関、関係団体（以下、「関係機関等」という。）の連携及び協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、関係機関等及び連携パートナーにより組織する。

2 関係機関等は、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業に基づく重層的支援会議である、八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）及びひきこもり支援部会で構成する実務者とし、別表1及び別表2に掲げるものをいう。

3 連携パートナーは、地域の多様な機関・団体等の若者支援への参加促進を目的として、協議会が行う研修等活動並びに調整機関及び関係機関等が行う若者支援の取組に対して、協力、連携及び情報共有を行う機関及び団体とする。連携パートナーに関する事項は、別に定める。

(協議会)

第5条 協議会の中に、以下の会議を置く。

- (1) 実務者会議 前条第2項に規定するネットワーク会議及びひきこもり支援部会と合同で運用することとし、前条第3項に規定する連携パートナーは、必要に応じて出席を求めるも

のとする。

- (2) 個別ケース検討会議 ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的として、当該検討事項に関係のある前条第2項に規定する実務者及び必要があると認めるときは前条第2項に規定する実務者以外の者を会議に出席させ、意見及び情報提供を求めることができる。

(調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する若者支援調整機関は、八王子市子ども家庭部青少年若者課及び八王子市若者総合相談センターとする。

(指定支援機関)

第7条 法第22条第1項に規定する指定支援機関は、八王子市若者総合相談センター運營業務受託事業者特定非営利活動法人青少年自立援助センターとし、支援に関する実践的・専門的な情報の提供、協議会の円滑な運営のための連絡調整及び支援全般の主導的役割を担う。

(秘密保持義務)

第8条 第5条に規定する会議に出席した者及び協議会の事務に従事した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、子ども家庭部青少年若者課が定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)12月13日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表１ 包括的な地域福祉ネットワーク会議構成委員（第４条関係）

	所属
1	福祉部 福祉政策課
2	福祉部 高齢者福祉課
3	福祉部 障害者福祉課
4	福祉部 生活自立支援課
5	健康医療部 保健対策課
6	健康医療部 南大沢保健福祉センター
7	子ども家庭部 子どものしあわせ課
8	子ども家庭部 青少年若者課
9	子ども家庭部 こども家庭センター
10	子ども家庭部 青少年若者課 子ども若者育成支援センター（はちピバ）
11	市民活動推進部 男女共同参画課
12	市民部 消費生活センター
13	まちなみ整備部 住宅政策課
14	学校教育部 教育指導課
15	生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課

別表２ ひきこもり支援部会構成委員（第４条関係）

	所属
1	福祉部 福祉政策課
2	福祉部 高齢者福祉課
3	福祉部 生活自立支援課
4	健康医療部 保健対策課
5	子ども家庭部 青少年若者課
6	子ども家庭部 青少年若者課 子ども若者育成支援センター（はちピバ）
7	子ども家庭部 こども家庭センター
8	高齢者あんしん相談センター
9	若者総合相談センター
10	社会福祉協議会 支えあい推進課 多機関協働担当
11	ひきこもり家族会「ぶなの会」
12	社会福祉協議会 はちまるサポート